

反社会的勢力への対応

当行では、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を強化して反社会的勢力にかかる情報収集・管理を行うなど、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、これを遵守してまいります。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対する行動基準として「反社会的勢力対応要領」を定め、反社会的勢力による不当要求には、取締役等の経営陣をはじめ組織全体で対応します。

また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。

また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。

また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

マネー・ローンダリング等防止への対応

当行では、「マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止について、経営陣が主導的に関与し、組織全体として実効的な管理態勢の構築に努めております。

マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、有効な内部管理態勢を構築することにより、提供する金融商品・サービスが組織犯罪等に利用されることの防止に努めます。

1. 運営方針

マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程を整備し、役職員の役割および手続き等を明確にすることにより、適時適切な対応を実施できる態勢を構築します。

2. リスク評価の実施

マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価を定期的の実施し、実効的な対策を講じます。

3. 取引時確認、資産凍結等の措置にかかる確認

本人確認等の取引時確認やテロリスト等に対する資産凍結等の措置にかかる確認について、的確に実施します。

4. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリングを行った結果、検知した疑わしい取引について、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の教育・研修

行内研修等を通じ、全役職員に対してマネー・ローンダリング等防止に関する知識の習得と意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の点検

マネー・ローンダリング等防止にかかる法令や諸規程の遵守状況の点検を定期的の実施し、その結果を踏まえて継続的に管理態勢の改善に努めます。